

津市地域防災計画（風水害等対策編、震災対策編、津波対策編、資料編）平成28年度修正（案）に対する意見等の内容と意見等に対する考え方（パブリックコメント）

| No. | 冊子     | ページ | 項目                                    | 意見の内容  | 意見に対する考え方   |
|-----|--------|-----|---------------------------------------|--|---|
| 1   | 風水害対策編 | 1   | 第1編 総則<br>第1章 計画の方針<br>第2節 計画の基本方針    | 最後の行は、p.12と表現の平仄（ひょうそく）を合わせて、「（津市地域防災計画に）定める」は「反映する」と記載すべきです。  | 災害対策基本法第42条の2の表現に合わせ、この部分は現行のとおりとし、12ページを下記のとおり修正します。<br>第3節 地区防災計画の提案<br>地域における（中略）することができます。市防災会議は、提案を受け、必要があると認めるときは、 <u>地域防災計画に定めるもの</u> とします。<br>（略） |
| 2   | 風水害対策編 | 2   | 第1編 総則<br>第1章 計画の方針<br>第5節 計画の修正      | p.12「第3節 地区防災計画の提案」における記載内容を反映し、「地区防災計画の提案を受けて必要があると認めた場合の本計画への反映」も、この節における「修正」の1項目に該当すると思われるので、その旨の必要な記載をすべきだと思います。<br><br>「1 市防災会議は、関係機関の意見を聞き、～」とありますが、本パブリックコメントも含め、「市民の意見を聞く」ことも記載すべきではないでしょうか。   | ご意見を踏まえ、下記のとおり修正します。<br>1 市防災会議は、関係機関等の意見を聞き、防災計画修正案を作成します。   |
| 3   | 風水害対策編 | 3   | 第2章 防災関係機関<br>第1節 防災関係機関の責務           | 「1 市」の(1)における「防災活動」と(2)における「防災・減災対策」が、特に定義されずに使われていますが、明確に区別して使われているのか疑問です。次の「2 県」の最後の行の「防災対策」は「防災・減災対策」とした方がよさそうですが、p.11の中頃の「防災に関する事業」や「応急対策活動」との関係が不明瞭ではないかと思われます。意図して使い分ける場合を除いて用語は漏れなく統一すべきではないでしょうか。<br><br>(2)において「住民」という用語を使っていますが、本計画(案)全般を通して、「住民」と「市民」が、未整理な状態で使われているように見受けられますので、総点検して用語の用法を明確化すべきだと思います。 | 1点目のご意見については、「防災・減災対策」は市が行うものであり、県が支援するのは市の「防災対策」との認識、「応急対策活動」は「防災に関する事業」ではないとの認識から使い分けをしており現行のとおりとします。<br>2点目のご意見については、今後の参考意見とさせていただきます。                |
| 4   | 風水害対策編 | 5   | 第2節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱<br>1 地方自治体  | 表中、市の(20)は、「～必要な道路の整備、その他防災上必要な事業～」に修正すべきかと思えます。   | ご意見のとおり、下記のとおり修正します。<br>(20) 避難地、避難路、緊急輸送を確保するために必要な道路の整備、その他防災上整備が必要な事業の実施   |
| 5   | 風水害対策編 | 8   | 第2節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱<br>4 指定公共機関 | KDD I株式会社とソフトバンクモバイル株式会社だけ津市内の事業所の記載がないですが、記載漏れではないですか。  | ご意見を踏まえ、下記のとおり修正します。<br>KDD I株式会社中部総支社、ソフトバンクモバイル株式会社   |

津市地域防災計画（風水害等対策編、震災対策編、津波対策編、資料編）平成28年度修正（案）に対する意見等の内容と意見等に対する考え方（パブリックコメント）

| No. | 冊子     | ページ | 項目  | 意見の内容   | 意見に対する考え方   |
|-----|--------|-----|---|---|---|
| 6   | 風水害対策編 | 10  | 第2節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱<br>7 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者                    | 最後の行（自主防災組織、自治会等の(3)）の「初期防災活動」という用語は聞き慣れない言葉ですが、間違っていないでしょうか。   | ご意見を踏まえ、下記のとおり修正します。<br>(3) 災害時における地域の防災活動に関すること  |
| 7   | 風水害対策編 | 11  | 第3章 市民の責務と事業所の役割<br>第1節 市民の責務   | p.3でも言及しましたが、「防災に関する事業」と「応急対策活動」という用語は、市及び防災関係機関が実施することを包括的に表現しようとしていると思われますから、その趣旨に相応しい用語かどうか精査をすべきかと思えます。   | 「応急対策活動」は「防災に関する事業」ではないとの認識から使い分けをしており、現行のとおりとします。  |
| 8   | 風水害対策編 | 11  | 第3章 市民の責務と事業所の役割<br>第2節 事業所の役割<br>2 地域への協力                            | 「地域の防災体制」は「地域の防災活動」の方が適切ではないでしょうか。  | 事業所も地域の一員を担う存在であるとの考えから、「防災体制」としており、その中に「防災活動」も含まれるものと考えておりますので、現行のとおりとします。   |
| 9   | 風水害対策編 | 12  | 第3章 市民の責務と事業所の役割<br>第3節 地区防災計画の提案                                     | 本文1行目で「地区内の居住者及び事業者」と書いていますが、この章においては居住者ではなく市民と書くべきではないでしょうか。   | 災害対策基本法第42条の2の表現に合わせ、現行のとおりとします。  |
| 10  | 震災対策編  | 14  | 第4章 津市の特性<br>第2節 社会的条件<br>1 人口・世帯                                     | 本節においては平成22年国勢調査に基づき記載していますが、平成27年国勢調査の結果（人口等基本集計結果）は本年10月に既に出ていますので、データを更新すべきだと思います。<br><br>(2)年齢別人口において「少子高齢化は今後急速に進んでいく状況にあります。」と記載していますが、それを裏付けるデータを提示することが望ましいと思います（提示されているのは平成22年国勢調査という一時点のデータのみ）。 | 平成27年国勢調査の結果が平成28年10月26日に公表されたことから、当該内容を反映します。<br>なお、「少子高齢化は今後急速に進んでいく状況にあります。」との記載を裏付けるデータの提示については、今後の参考意見とさせていただきます。  |
| 11  | 風水害対策編 | 31  | 第2編<br>第1章 災害に強いまちづくり<br>第6節 公共施設・ライフライン施設災害予防計画<br>4 港湾施設の整備と輸送機能の確保 | 本文で書いているのは後半の輸送機能の確保だけですので、タイトルから「の整備」を削除するか、それに当てはまる本文を追記すべきだと思います。  | ご意見を踏まえ、下記のとおり修正します。<br>4 港湾施設の整備<br>中部国際空港海上アクセス基地（津なぎさまち）は、中部国際空港と津市を結ぶ海上交通拠点として重要な公共交通の役割を果たしていることから、施設の安全性の確保に努めます。<br>また、災害時の被災状況によって海上の緊急輸送が必要な事態が生じた場合は、緊急の輸送基地としての活用を図ります。<br><br>※P30の表題部も修正します。 |

津市地域防災計画（風水害等対策編、震災対策編、津波対策編、資料編）平成28年度修正（案）に対する意見等の内容と意見等に対する考え方（パブリックコメント）

| No. | 冊子     | ページ | 項目  | 意見の内容   | 意見に対する考え方  |
|-----|--------|-----|---|---|--|
| 12  | 風水害対策編 | 31  | 第2編<br>第1章 災害に強いまちづくり<br>第6節 公共施設・ライフライン施設災害予防計画<br>5 漁港施設の整備 | 最初の2行は平時におけることなので、本計画に記載する内容としては不必要だと思います。  | 平時における施設の安全性の確保が漁港施設の整備であると考えておりますので、現行のとおりとします。   |
| 13  | 風水害対策編 | 37  | 第2編<br>第1章 災害に強いまちづくり<br>第8節 火災予防計画<br>2 民間防火防災組織の育成          | 「婦人防火推進委員」は、現に未だ存在する制度かと思いますが、婦人という名称を含め、性別を限定したそのような委員の存在は早急に見直すべきだと思います。                      | 今後の参考意見とさせていただきます。   |
| 14  | 風水害対策編 | 43  | 第2編<br>第2章 地域防災力の育成<br>第1節 防災意識・防災知識の普及<br>1 防災啓発・防災教育の実施     | (1)において、タイトルにあるように、本文中にも「市民に対して」を追記した方がいいと思います。   | タイトルで「市民に対する」と対象を限定しており、内容も市民を対象としたことのみ記載していることから、現行のとおりとします。                            |
| 15  | 風水害対策編 | 46  | 第2編<br>第2章 地域防災力の育成<br>第2節 防災訓練の実施<br>1 防災訓練の実施               | 「エ 地域が主体」では、p.37の「1 職場や地域における消火・避難訓練」と表現を合わせて「地域性を考慮した消火・避難訓練」と記載した方がいいと思います。                   | この部分は、火災に限定していないので、現行のとおりとします。   |
| 16  | 風水害対策編 | 48  | 第2編<br>第2章 地域防災力の育成<br>第3節 自主的な防災活動への支援<br>4 自主防災組織の活動        | 最後の行で、「女性の参画の促進に努めます」と書かれていますが、なぜ女性だけを特筆するのか、合理的な根拠や理由があるとは思えません。老若男女すべてが同じように参画すべきなのではないでしょうか。 | 国が男女共同参画社会の実現に向けて地方公共団体に男女共同参画社会づくりのための施策を求めていることもあり、本市においてもさらなる女性の参画を促進するため、現行のとおりとします。 |

津市地域防災計画（風水害等対策編、震災対策編、津波対策編、資料編）平成28年度修正（案）に対する意見等の内容と意見等に対する考え方（パブリックコメント）

| No. | 冊子     | ページ | 項目  | 意見の内容  | 意見に対する考え方   |
|-----|--------|-----|---|--|---|
| 17  | 風水害対策編 | 54  | 第2編<br>第2章 地域防災力の育成<br>第7節 災害時における要配慮者への対策<br>1 福祉のまちづくりの推進                                 | 最後に「ユニバーサルデザインに配慮した住環境の整備」と書かれていますが、この文脈では住宅に限定すべきではないので、「住」は削除すべきだと思います。  | 「住環境」とは、居住する場をとりまく自然・社会環境のことであることから、現行のとおりとします。   |
| 18  | 風水害対策編 | 56  | 第2編<br>第2章 地域防災力の育成<br>第7節 災害時における要配慮者への対策<br>2 在宅の避難行動要支援者への支援<br>(3) 避難行動要支援者名簿の作成、更新及び管理 | イの(イ)で「避難支援等関係者その他の者」と書かれていますが、これでは限定した表現にはなっていません。「その他必要と認める者」などに改めた方がいいと思います。  | 災害対策基本法第49条の1第3項を踏まえ、下記のとおり修正します。<br>(イ) 災害発生時の名簿情報の提供<br>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、本人の同意の有無にかかわらず、名簿情報を避難支援等関係者のほか災害発生後に被災地に派遣された自衛隊の部隊や他の都道府県警察からの応援部隊等に提供するものとします。 |
| 19  | 風水害対策編 | 56  | 第2編<br>第2章 地域防災力の育成<br>第7節 災害時における要配慮者への対策<br>2 在宅の避難行動要支援者への支援<br>(3) 避難行動要支援者名簿の作成、更新及び管理 | オの一つ目の「・」で、「高齢者や障がい者等にも（分かりやすい～）」と書かれていますが、そもそも要配慮者は、p.2で「高齢者や乳幼児、外国人、障がい者等の～」と定義しているのですから、ここは「すべての要配慮者」でよいのではないのでしょうか。                      | ご意見を踏まえ、下記のとおり修正します。<br>オ 避難行動要支援者が円滑に避難のための立ち退きを行うことができる通知又は警告の配慮  |
| 20  | 風水害対策編 | 57  | 第2編<br>第2章 地域防災力の育成<br>第7節 災害時における要配慮者への対策<br>5 要配慮者の支援に係る関係機関の連携の構築                        | 冒頭で「避難所等における要配慮者」と書いていますが、「避難所等における」という限定は無い方がいいと思います。   | 第7節のタイトルが「災害時における要配慮者への対策」であることから、下記のとおり修正します。<br>5 要配慮者支援に係る関係機関の連携の構築<br>災害時における要配慮者の支援の充実に向けて、（以下略）  |
| 21  | 風水害対策編 | 68  | 第2編<br>第3章 人的被害の発生を未然に防ぐ避難対策<br>第3節 避難を促すための情報提供の充実   | 冒頭の枠内の1行だけ文章になっていますが、本文は項目のみの箇条書きであり、計画としての中身が適切に読み取りにくくなっています。項目のみの箇条書きは本計画案においてこの節だけであり、不自然で違和感があり、文章で表現することができないとは思えませんので、再考された方がいいと思います。 | 今後の参考意見とさせていただきます。  |

津市地域防災計画（風水害等対策編、震災対策編、津波対策編、資料編）平成28年度修正（案）に対する意見等の内容と意見等に対する考え方（パブリックコメント）

| No. | 冊子     | ページ | 項目   | 意見の内容   | 意見に対する考え方  |
|-----|--------|-----|--|---|--|
| 22  | 風水害対策編 | 77  | 第2編<br>第3章 人的被害の発生を未然に防ぐ避難対策<br>第6節 避難体制の整備<br>2 長期的な避難体制の整備         | (6)の文章中、「地域住民等」と「市民等」が連続して出てきますが、明確な意図があって書き分けているとは思えないので、整理してはどうでしょうか。   | ご意見を踏まえ、下記のとおり修正します。<br>(6) 避難所外避難者への対応<br>(略)<br>テント泊や車中泊を行うための避難スペースを確保することにより、避難所外避難者の把握を容易にするなど、救援物資等の提供や、健康管理方法に配慮します。  |
| 23  | 風水害対策編 | 80  | 第2編<br>第4章 災害に備える体制の確立<br>第1節 災害対策本部<br>1 津市災害対策本部の設置                | (4)において「(災害対策本部の組織及び) 所掌事務」は、条例の表現に合わせて「分掌事務」と表記した方がいいと思います。  | ご意見のとおり、下記のとおり修正します。<br>(4) 災害対策本部の組織及び分掌事務<br>災害対策本部の組織及び分掌事務は、「津市災害対策本部に関する条例」並びに「津市災害対策本部に関する条例施行規則」で定めるところによります。<br>(5)現地災害対策本部<br>被災が局地的に重大である場合は、(中略)、組織及び分掌事務については災害対策本部に関する規定を準用します。 |
| 24  | 風水害対策編 | 89  | 第2編<br>第4章 災害に備える体制の確立<br>第3節 職員の災害対応力向上<br>4 津市防災アドバイザー制度の活用        | 防災アドバイザーですが、言うまでもなく防災対策は建築・土木といったハード系に限らず、福祉、消防を含めソフト系まで幅広い分野にまたがる概念ですので、それに相応しい専門家を委嘱することが適切だと思いますが、災害全般についてアドバイスできるようなスーパーマンはまず存在しません。そのような認識を踏まえての意見ですが、(個人が特定できる情報は必要ありませんが) どのような人を委嘱しているのかが分かるような記載内容とした方がいいと思います。なお、現在委嘱されている方を悪く言う意図はまったくありませんので誤解のないようにお願いします。                                   | 幅広い分野の学識経験者を必要に応じて委嘱できるよう、現行のとおりとします。  |
| 25  | 風水害対策編 | 100 | 第2編<br>第5章 災害応急対策・復旧への備え<br>第5節 消毒・保健衛生・災害廃棄物の処理体制の整備<br>2 ごみ処理体制の整備 | (2)のイで、「建物の解体及び撤去等による災害廃棄物の処理は原則として所有者自ら行うこととします」と書かれています。所有者責任の原則論に立った記述かと思いますが、現実に阪神・淡路大震災などの経験を振り返れば大規模災害時ではあまりに非現実的であり、所有者に過酷すぎる内容だと思われます。そして、p.149の1(1)イの「自らの資力を持ってしては、障害物の除去をし得ない場合」との記述、p.164の2(3)イの「被災した住宅のがれき等は、(略)、市が処理する場合にあっては～」との記述と突き合わせて読むと、バランスと整合性を欠いていると思われます。現実的に適切な内容で記述すべきではないでしょうか。 | 災害による被害の程度や災害救助法の適用の有無等、状況に応じてそれぞれの場面についての記載であり、整合性を欠いているものとは考えていないことから、現行のとおりとします。  |
| 26  | 風水害対策編 | 103 | 第3編<br>第1章 災害時応急活動<br>第1節 活動体制の確立<br>1 初動活動体制の整備                     | (2)カで「本部に参集します」との表現がありますが、この「本部」がどこを指すのかはつきりとしません。災害で家族が死亡したり、近所の被害が甚大なときに「必要な措置を講じた後に本部に参集します」というのは、かなりむごいという印象を受けますが、適切なのでしょうか。   | 職員によって参集場所が異なることから「本部」と表現しています。また、ご意見の後半部分については、市の職員としての責務であり、適切であると判断しております。  |

津市地域防災計画（風水害等対策編、震災対策編、津波対策編、資料編）平成28年度修正（案）に対する意見等の内容と意見等に対する考え方（パブリックコメント）

| No. | 冊子     | ページ | 項目   | 意見の内容   | 意見に対する考え方  |
|-----|--------|-----|--|---|--|
| 27  | 風水害対策編 | 106 | 第3編<br>第1章 災害時応急活動<br>第3節 災害情報の収集・伝達<br>1 情報収集・連絡体制の整備 | 「大規模な災害が発生し、情報収集要員が不足した場合には、アマチュア無線家やインターネットの利用者といった通信ボランティアの協力を募ります。」とあるが、単にインターネット利用者というだけでなく、動画撮影とアップロードのスキルを持った人材を簡単な研修を経て要請してはどうか。そうすることで客観的に状況を伝える事ができ、それを直接市に送るのではなく、指定した動画共有サイトに送れば、市の担当者の負担を軽減することができる。  | 本計画については防災に関する方向性を示すものであり、詳細についてはボランティアの運用に係るマニュアル等で検討しますので、現行のとおりとします。  |
| 28  | 風水害対策編 | 108 | 第3編<br>第1章 災害時応急活動<br>第3節 災害情報の収集・伝達<br>2 被害調査の実施      | (1)アの概況（初動）調査に関して、「被害発生直後から3日以内に調査を行い、速報として報告します」と書かれていますが、昨今、発災直後からSNSを使って市民が続々と生々しい状況を情報発信するようになってきました。そのような中で、「3日以内に速報を報告」というのは、あまりにスピード感が無く、話になりません。IT社会の現実を踏まえて躊躇なく見直さないとはいけません。次のp.109の真ん中あたりで「（概況報告は）正確度よりも迅速度を旨とし」と書いているのは、（もちろんまったく適切な記述ですが）滑稽に思えてなりません。 | 調査と被害状況の報告は対象が異なることと、SNS等の情報については精査も必要であることから、現行のとおりとします。  |
| 29  | 風水害対策編 | 109 | 第3編<br>第1章 災害時応急活動<br>第3節 災害情報の収集・伝達<br>3 被害状況等の報告     | 地域衛星電話の番号は間違っていないでしょうか。平日・昼間は048-500-7527、休日・夜間は048-500-7782ではないでしょうか（東京都内の某区の計画の記載内容なので、真偽の程は不明ですが）。   | 総務省消防庁に確認した結果、下記のとおり修正します。<br>○休日・夜間（宿直室）<br>（略）<br>○消防庁災害対策本部（危機管理センター）<br>（略）<br>TEL 03-5253-7510<br>（略）                   |
| 30  | 風水害対策編 | 113 | 第3編<br>第1章 災害時応急活動<br>第5節 応援要請<br>1 関係機関への応援の要請        | 最後の行は、資料編の表現に合わせて「応援要請の種別、要請に伴う付記事項、軽費負担は、資料編のとおりです」とすべきではないでしょうか。また、「資料編のとおり」には、参照する人の利便を考えて、該当ページ数（p.223）を記載した方がよいと思います。  | 資料編の表の見出しを「要請に必要な付記事項」に修正し、この部分は現行のとおりとします。<br>ページ番号の記載については、今後の参考意見とさせていただきます。  |
| 31  | 風水害対策編 | 114 | 第3編<br>第1章 災害時応急活動<br>第6節 広報活動<br>2 広報活動の実施            | ボランティア活動情報に限らず、市民によるSNSによる情報の受発信を有効活用すべきである。但し、熊本地震でも玉石混交の情報により重要度の高い情報が埋もれた事を教訓に研修等を実施してはどうか。  | この部分は、市の広報活動において、ボランティア情報の内容としてボランティア活動情報を例示しているため、現行のとおりとします。<br>なお、市からもSNSによる情報発信は行いますが、市民によるSNSの活用に係る研修の実施は難しいものと考えております。 |

津市地域防災計画（風水害等対策編、震災対策編、津波対策編、資料編）平成28年度修正（案）に対する意見等の内容と意見等に対する考え方（パブリックコメント）

| No. | 冊子     | ページ | 項目  | 意見の内容  | 意見に対する考え方  |
|-----|--------|-----|---|--|--|
| 32  | 風水害対策編 | 135 | 第3編<br>第1章 災害時応急活動<br>第8節 避難対策活動<br>7 災害対策基本法第60条に基づき「避難勧告」又は「避難指示」 | (2)アの下から2行目に書かれている「避難誘導計画」は、本計画ではp.57の「4 福祉施設に入所(通所)する要配慮者への支援」だけに出てきます。内容的に整合性は取れているのでしょうか。   | 135ページの避難誘導計画は地域で避難計画を作成していただく際に併せて作成するものであり、57ページの避難誘導計画は福祉施設において施設管理者が作成するものですので、現行のとおりとします。 |
| 33  | 風水害対策編 | 138 | 第3編<br>第1章 災害時応急活動<br>第8節 避難対策活動<br>11 避難所の開設                       | (1)イで、福祉避難所を「(避難所での生活が困難な)高齢者や障がい者の収容施設」と定義していますが、正確な表現でしょうか。ちなみに、10行余り下の「(ウ)福祉避難所」では、「高齢者や障がい者等、避難所での生活が困難な避難者」を対象としているように書かれています。  | ご意見を踏まえ、下記のとおり修正します。<br>イ 避難所での生活が困難な高齢者や障がい者等の収容施設として、(以下略)                                   |
| 34  | 風水害対策編 | 139 | 第3編<br>第1章 災害時応急活動<br>第8節 避難対策活動<br>12 避難所の管理運営                     | (1)アで、「(避難所の設置にあたっては)、男女共同参画に配慮した体制となるよう努めます」と書かれていますが、ここで「男女共同参画に配慮した体制」云々が適当or必要でしょうか。設置するとき男性と女性が同数、同程度、関わる必然性が理解できません。なお、その少し下の「エ(イ)男女双方の視点に配慮した避難所に係るニーズの早期把握」は、重要で適切な記述だと思います。 | 国が男女共同参画社会の実現に向けて地方公共団体に男女共同参画社会づくりのための施策を求めていることもあり、本市においてもさらなる女性の参画を促進するため、現行のとおりとします。       |
| 35  | 風水害対策編 | 141 | 第3編<br>第1章 災害時応急活動<br>第9節 消防救急救助活動<br>2 救助活動の実施                     | (1)救助対象として書かれている「イ 倒壊家屋の下敷きになった場合」に「家具等」も付け加えて下さい。   | 「家具等」については「キ その他これに類する場合」に含まれることから、現行のとおりとします。   |
| 36  | 風水害対策編 | 164 | 第3編<br>第1章 災害時応急活動<br>第17節 消毒・保健衛生・災害廃棄物等の処理活動<br>3 し尿処理活動の実施       | 上から3行目、「高齢者、障がい者」に「等」を付けて下さい。  | ご意見のとおり、下記のとおり修正します。<br>なお、共同仮設トイレの設置にあたっては高齢者、障がい者等に配慮します。                                    |

津市地域防災計画（風水害等対策編、震災対策編、津波対策編、資料編）平成28年度修正（案）に対する意見等の内容と意見等に対する考え方（パブリックコメント）

| No. | 冊子     | ページ | 項目   | 意見の内容  | 意見に対する考え方  |
|-----|--------|-----|--|--|--|
| 37  | 風水害対策編 | 166 | 第3編<br>第1章 災害時応急活動<br>第18節 行方不明者の捜索、<br>遺体の収容・埋火葬<br>1 行方不明者の捜索の実施 | (1)の行方不明者の捜索の実施方法ですが、「捜索」において、「生存の可能性のある者を優先」することは現実的でしょうか。救助において生存の可能性のある者を優先することはまさにトリアージの考え方ですから妥当ですが、がれきに埋もれた人の捜索においてそのような峻別・優先付けなどできるとは思えません。   | がれきに埋もれた人の捜索においても生存の可能性のある者を優先することから、現行のとおりとします。   |
| 38  | 風水害対策編 | 168 | 第3編<br>第1章 災害時応急活動<br>第19節 動物の保護及び管理<br>1 愛玩動物の保護及び管理              | 今回の益城町では、総合体育館に避難したペット同伴者は、総合体育館内では無く、屋外にペットと一緒に生活するテント村が設営された。<br>ペット同伴者のテント生活が長引いた事健康面が懸念され、結局「ペット保護コンテナ」が、環境省の資金で設置された。ペット保護避難はそれほど簡単な問題では無い。<br>また、現状津市では、ペット同行避難を容認しているが、ケージの持参、ケージに入る事に馴らす事も呼びかけられていない。<br>「屋外の一角を」と記載されているが、季節、天候、室内犬等多くの問題要素があり解決する事は非常にハードルが高い。 | 今後の参考意見とさせていただきます。   |
| 39  | 風水害対策編 | 169 | 第3編<br>第1章 災害時応急活動<br>第20節 住宅の応急確保対策                               | 応急仮設住宅の供給方法として「建設」の他に「賃貸住宅等の借上げ」を追記して下さい。  | 「3 市営住宅等の活用」の(3)において、民間賃貸住宅の活用についても記載していることから、現行のとおりとします。  |
| 40  | 震災対策編  | 1   | 第1編 総則<br>第1章 計画の方針<br>第2節 計画の基本方針                                 | 最後の行は、p.12と表現の平仄を合わせて、「（津市地域防災計画に）定める」は「反映する」と記載すべきです。   | 災害対策基本法第42条の2の表現に合わせ、この部分は現行のとおりとし、12ページを下記のとおり修正します。<br>第3節 地区防災計画の提案<br>地域における（中略）することができます。市防災会議は、提案を受け、必要があると認めるときは、地域防災計画に定めるものとします。<br>（略） |
| 41  | 震災対策編  | 2   | 第1編 総則<br>第1章 計画の方針<br>第5節 計画の修正                                   | p.12「第3節 地区防災計画の提案」における記載内容を反映し、「地区防災計画の提案を受けて必要があると認めた場合の本計画への反映」も、この節における「修正」の1項目に該当すると思われるので、その旨の必要な記載をすべきだと思います。<br><br>「1 市防災会議は、関係機関の意見を聞き、～」とありますが、本パブリックコメントも含め、「市民の意見を聞く」ことも記載すべきではないでしょうか。   | ご意見を踏まえ、下記のとおり修正します。<br>1 市防災会議は、関係機関等の意見を聞き、防災計画修正案を作成します。  |



津市地域防災計画（風水害等対策編、震災対策編、津波対策編、資料編）平成28年度修正（案）に対する意見等の内容と意見等に対する考え方（パブリックコメント）

| No. | 冊子    | ページ | 項目   | 意見の内容   | 意見に対する考え方   |
|-----|-------|-----|--|---|---|
| 42  | 震災対策編 | 3   | 第2章 防災関係機関<br>第1節 防災関係機関の責務                        | <p>「1 市」の(1)における「防災活動」と(2)における「防災・減災対策」が、特に定義されずに使われていますが、明確に区別して使われているのか疑問です。次の「2 県」の最後の行の「防災対策」は「防災・減災対策」とした方がよさそうですが、p. 11の中頃の「防災に関する事業」や「応急対策活動」との関係が不明瞭ではないかと思われま。意図して使い分ける場合を除いて用語は漏れなく統一すべきではないでしょうか。</p> <p>(2)において「住民」という用語を使っていますが、本計画(案)全般を通して、「住民」と「市民」が、未整理な状態で使われているように見受けられますので、総点検して用語の用法を明確化すべきだと思います。</p> | <p>1 点目のご意見については、「防災・減災対策」は市が行うものであり、県が支援するのは市の「防災対策」との認識、「応急対策活動」は「防災に関する事業」ではないとの認識から使い分けをしており現行のとおりとします。</p> <p>2 点目のご意見については、今後の参考意見とさせていただきます。</p> |
| 43  | 震災対策編 | 5   | 第2節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱<br>1 地方自治体               | <p>表中、市の(20)と県の(20)に「地震防災応急計画の作成指導及び届出等の受理」と出てきますが、本計画案には地震防災応急計画の作成に関する記述（誰が何のためにどのような内容の等々）が出てきません。確認すべきではないでしょうか。</p>  | <p>地震防災応急計画は、大規模地震対策特別措置法第7条に規定されており、地震防災対策強化地域として指定された区域内に施設管理者等が作成しなければならないのですが、表中の表現については、現行のとおりとします。</p>  |
| 44  | 震災対策編 | 5   | 第2節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱<br>1 地方自治体               | <p>表中、市の(21)は、「～必要な道路の整備、その他地震防災上必要な事業～」に修正すべきかと思ひます。</p>   | <p>ご意見のとおり、下記のとおり修正します。</p> <p>(21) 避難地、避難路、緊急輸送を確保するために必要な道路の整備、その他地震防災上整備が必要な事業の実施</p>  |
| 45  | 震災対策編 | 8   | 第2節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱<br>4 指定公共機関              | <p>KDD I 株式会社とソフトバンクモバイル株式会社だけ津市内の事業所の記載がないですが、記載漏れではないですか。</p>   | <p>ご意見を踏まえ、下記のとおり修正します。</p> <p>KDD I 株式会社中部総支社、ソフトバンクモバイル株式会社</p>   |
| 46  | 震災対策編 | 10  | 第2節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱<br>7 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者 | <p>最後の行（自主防災組織、自治会等の(3)）の「初期防災活動」という用語は聞き慣れない言葉ですが、間違っていないですか。</p>  | <p>ご意見を踏まえ、下記のとおり修正します。</p> <p>(3) 災害時における地域の防災活動に関すること</p>   |

津市地域防災計画（風水害等対策編、震災対策編、津波対策編、資料編）平成28年度修正（案）に対する意見等の内容と意見等に対する考え方（パブリックコメント）

| No. | 冊子    | ページ | 項目   | 意見の内容   | 意見に対する考え方  |
|-----|-------|-----|--|---|--|
| 47  | 震災対策編 | 11  | 第3章 市民の責務と事業所の役割<br>第1節 市民の責務                  | 市民の自己管理として、建築物の耐震性の確保は必要ですが、耐久性をここで求める必要はないと思います。<br>p.3でも言及しましたが、「防災に関する事業」と「応急対策活動」という用語は、市及び防災関係機関が実施することを包括的に表現しようとしていると思われまますから、その趣旨に相応しい用語かどうか精査をすべきかと思ひます。                                     | 建築物の耐久性とは、建築物が長持ちすることであり、その確保を図ることで強度が増すと考えておりますので、現行のとおりとします。<br>ご意見の後半部分については、「応急対策活動」は「防災に関する事業」ではないとの認識から使い分けをしており、現行のとおりとします。 |
| 48  | 震災対策編 | 11  | 第3章 市民の責務と事業所の役割<br>第2節 事業所の役割<br>2 地域への協力     | 「地域の防災体制」は「地域の防災活動」の方が適切ではないでしょうか。  | 事業所も地域の一員を担う存在であるとの考えから、「防災体制」としており、その中に「防災活動」も含まれるものと考えておりますので、現行のとおりとします。  |
| 49  | 震災対策編 | 12  | 第3章 市民の責務と事業所の役割<br>第3節 地区防災計画の提案              | 本文1行目で「地区内の居住者及び事業者」と書いていますが、この章においては居住者ではなく市民と書くべきではないでしょうか。   | 災害対策基本法第42条の2の表現に合わせ、現行のとおりとします。   |
| 50  | 震災対策編 | 19  | 第4章 津市の特性<br>第2節 社会的条件<br>1 人口・世帯              | 本節においては平成22年国勢調査に基づき記載していますが、平成27年国勢調査の結果（人口等基本集計結果）は本年10月に既に出ていますので、データを更新すべきだと思います。<br>(2)年齢別人口において「少子高齢化は今後急速に進んでいく状況にあります。」と記載していますが、それを裏付けるデータを提示することが望ましいと思ひます（提示されているのは平成22年国勢調査という一時点のデータのみ）。 | 平成27年国勢調査の結果が平成28年10月26日に公表されたことから、当該内容を反映します。<br>なお、「少子高齢化は今後急速に進んでいく状況にあります。」との記載を裏付けるデータの提示については、今後の参考意見とさせていただきます。             |
| 51  | 震災対策編 | 22  | 第2編<br>第1章 災害に強いまちづくり<br>第1節 災害に強いまちづくりの計画的な推進 | 1の本文4行目で「要配慮者の方々」は「要配慮者を含むすべてのの方々」に改めるべきではないでしょうか。ここではユニバーサルデザインのまちづくりなどについて述べています。<br>その本文中、「市民」と「住民」が混ざって使われていますが、整理した方がよいのではないのでしょうか。<br>下から5行目、「緊急車両等が侵入可能な～」の「侵入」は「進入」が正しいのでは。                   | ご意見のうち、最初の2点については、今後の参考意見とさせていただきます。<br>下から5行目の「侵入」は「進入」に修正します。  |

津市地域防災計画（風水害等対策編、震災対策編、津波対策編、資料編）平成28年度修正（案）に対する意見等の内容と意見等に対する考え方（パブリックコメント）

| No. | 冊子    | ページ | 項目  | 意見の内容   | 意見に対する考え方  |
|-----|-------|-----|---|---|--|
| 52  | 震災対策編 | 23  | 第2編<br>第1章 災害に強いまちづくり<br>第1節 災害に強いまちづくりの計画的な推進                        | 上から5行目、海岸保全施設について、「津波災害の防止・軽減に有効な施設であることから」と書いていますが、p.27に本市の海岸保全施設整備の背景として昭和34年の伊勢湾台風等と書いていることも踏まえると、津波災害だけでは不十分だと思います。<br><br>最後の行で、「密集市街地に係る整備」に関する記述で「環境改善の支援などに努めます」と書いていますが、「など」に「努める」と、二重に逃げを打っているのですから、「環境改善などに努めます」と書けば良いのではないですか。市は面整備やハード整備の事業主体には決してならないという頑なな姿勢が垣間見られてよろしくないと、思います。 | ご意見の前半部分について、本節は東海地震、東南海・南海地震等の大規模地震に対する対策を記載していることから、現行のとおりとします。<br>ご意見の後半部分については、今後の参考意見とさせていただきます。  |
| 53  | 震災対策編 | 24  | 第2編<br>第1章 災害に強いまちづくり<br>第2節 建築物等災害予防計画<br>1 建築物等の耐震性の向上              | 1の本文3行目、「これまでを上回る」は意味不明ですので、削除すべきだと思います。<br><br>(1)の「優先的に耐震化に着手すべき建築物」や「重点的に耐震化すべき区域」の設定を促進すると書き続けているのですから、設定された建築物や区域を（代表的なものでよいので）具体的に明示すべきだと思います。<br><br>(2)において、耐震シェルターの設置に対する助成制度は、この表現では「避難行動要支援者」のみを対象としていると読めます。建物倒壊からシェルターで命を守ることと避難行動とは分けて考えるのが適当ですから、その助成対象の限定は適切ではないと思います。          | 1点目のご意見については、ご意見のとおり、「これまでを上回る」を削除します。<br>2点目のご意見については、津市耐震改修促進計画（平成28年6月改定）に記載されています。<br>3点目のご意見について、耐震シェルターの助成対象者は限定されていることから、下記のとおり修正します。<br>(2) 個人住宅の耐震化については、耐震診断の受診、耐震改修等を促し、耐震化の促進を図ります。<br>特に、避難行動要支援者に対しては、助成制度を活用し、耐震シェルターの設置を促進します。   |
| 54  | 震災対策編 | 25  | 第2編<br>第1章 災害に強いまちづくり<br>第2節 建築物等災害予防計画<br>4 技術者の養成                   | 被災建築物応急危険度判定士については、建築士が講習を受けることとができるのですが、いざ派遣というときの「実践力の維持向上」と「名簿整備と連絡体制の構築」が大きな課題です（裏を返すと、それがあまりできていないのが実態ではないでしょうか）。従って、「能力の継続的な維持向上と名簿の整備・連絡体制の構築に努める」旨を明記することが望ましいと思います。  | ご指摘の部分については、市職員を応急危険度判定士に養成していくことを記述しており、能力の維持向上や連絡体制の構築については、業務の一環として行っていますことから、ご意見を踏まえ、下記のとおり修正します。<br>(1) 被災建築物応急危険度判定士の養成<br>建築物の余震による倒壊や（中略）被災建築物応急危険度判定士養成講習会へ市職員を派遣し、被災建築物応急危険度判定士の養成に努めます。<br>(2) 被災宅地危険度判定士の養成<br>余震による宅盤・擁壁等の変状（中略）被災宅地危険度判定士養成講習会へ市職員を派遣し、被災宅地危険度判定士の養成に努めます。 |
| 55  | 震災対策編 | 27  | 第2編<br>第1章 災害に強いまちづくり<br>第3節 公共施設・ライフライン施設災害予防計画<br>4 港湾施設の整備と輸送機能の確保 | 本文で書いているのは後半の輸送機能の確保だけですので、タイトルから「の整備」を削除するか、それに当てはまる本文を追記すべきだと思います。  | ご意見を踏まえ、下記のとおり修正します。<br>4 港湾施設の整備<br>中部国際空港海上アクセス基地（津なぎさまち）は、中部国際空港と津市を結ぶ海上交通拠点として重要な公共交通の役割を果たしていることから、施設の安全性の確保に努めます。<br>また、災害時の被災状況によって海上の緊急輸送が必要な事態が生じた場合は、緊急の輸送基地としての活用を図ります。<br><br>※P26の表題部も修正します。  |

津市地域防災計画（風水害等対策編、震災対策編、津波対策編、資料編）平成28年度修正（案）に対する意見等の内容と意見等に対する考え方（パブリックコメント）

| No. | 冊子    | ページ | 項目   | 意見の内容  | 意見に対する考え方  |
|-----|-------|-----|--|--|--|
| 56  | 震災対策編 | 27  | 第2編<br>第1章 災害に強いまちづくり<br>第3節 公共施設・ライフライン施設災害予防計画<br>5 漁港施設の整備      | 最初の2行は平時におけることなので、本計画に記載する内容としては不要だと思います。  | 平時における施設の安全性の確保が漁港施設の整備につながると考えておりますので、現行のとおりとします。                           |
| 57  | 震災対策編 | 28  | 第2編<br>第1章 災害に強いまちづくり<br>第3節 公共施設・ライフライン施設災害予防計画<br>7 下水道施設の整備     | 今回の修正箇所を示す意図で下線が引かれているのかと思いますが、下線の位置が不正確であるため、修正箇所が正しく表現されていません。                                 | 修正箇所がわかりにくいのご意見については申し訳ございませんでした。地域防災計画の完成版には下線は引かないことから、修正内容としては現行のとおりとします。 |
| 58  | 震災対策編 | 30  | 第2編<br>第1章 災害に強いまちづくり<br>第3節 公共施設・ライフライン施設災害予防計画<br>1 2 廃棄物処理施設の整備 | (1)の本文3行目で、「迅速に応急対策を図り」だけではなく「図るとともに、機能の早期復旧を図り」とすべきではないでしょうか。                                   | 「迅速な応急対策」は「機能の早期復旧」とイコールであると考えており、現行のとおりとします。                                |
| 59  | 震災対策編 | 30  | 第2編<br>第1章 災害に強いまちづくり<br>第3節 公共施設・ライフライン施設災害予防計画<br>1 2 廃棄物処理施設の整備 | 次の(3)において、仮置場の候補地を選定しておくだけにとどまらず、「必要となった場合に迅速かつ円滑に使用を開始できるよう、あらかじめ必要な準備をしておく」旨を書き加えることが必要だと思います。 | 今後の参考意見とさせていただきます。   |
| 60  | 震災対策編 | 31  | 第2編<br>第1章 災害に強いまちづくり<br>第4節 火災予防計画<br>2 民間防火防災組織の育成               | 「婦人防火推進委員」は、現に未だ存在する制度かと思いますが、婦人という名称を含め、性別を限定したそのような委員の存在は早急に見直すべきだと思います。                       | 今後の参考意見とさせていただきます。   |

津市地域防災計画（風水害等対策編、震災対策編、津波対策編、資料編）平成28年度修正（案）に対する意見等の内容と意見等に対する考え方（パブリックコメント）

| No. | 冊子    | ページ | 項目  | 意見の内容  | 意見に対する考え方  |
|-----|-------|-----|---|--|--|
| 61  | 震災対策編 | 36  | 第2編<br>第2章 地域防災力の育成<br>第1節 防災意識・防災知識の普及<br>1 防災啓発・防災教育の実施   | (1)において、タイトルにあるように、本文中にも「市民に対して」を追記した方がいいと思います。  | タイトルで「市民に対する」と対象を限定しており、内容も市民を対象としたことのみ記載していることから、現行のとおりとします。                            |
| 62  | 震災対策編 | 40  | 第2編<br>第2章 地域防災力の育成<br>第2節 防災訓練の実施<br>2 防災訓練の実施             | 「エ 地域が主体」では、p.31の「1 職場や地域における消火・避難訓練」と表現を合わせて「地域性を考慮した消火・避難訓練」と記載した方がいいと思います。  | この部分は、火災に限定していないので、現行のとおりとします。   |
| 63  | 震災対策編 | 42  | 第2編<br>第2章 地域防災力の育成<br>第3節 自主的な防災活動への支援<br>4 自主防災組織の活動      | 最後の行で、「女性の参画の促進に努めます」と書かれていますが、なぜ女性だけを特筆するのか、合理的な根拠や理由があるとは思えません。老若男女すべてが同じように！参画すべきなのではないでしょうか。                       | 国が男女共同参画社会の実現に向けて地方公共団体に男女共同参画社会づくりのための施策を求めていることもあり、本市においてもさらなる女性の参画を促進するため、現行のとおりとします。 |
| 64  | 震災対策編 | 46  | 第2編<br>第2章 地域防災力の育成<br>第6節 ボランティア活動への支援                     | 一番下に「災害ボランティアセンター」と書かれており、次のp.47には（ボランティアの）「活動拠点」と書かれています。それぞれどのような実態があるのか定かではありませんが、実態に合わせた用語の使用・統一整理をすべきではないかと思いました。 | 「災害ボランティアセンター」は災害時に行政との連絡調整等を行うもので、「活動拠点」は災害時にボランティアが実際に活動する各地区の拠点であるので、現行のとおりとします。      |
| 65  | 震災対策編 | 48  | 第2編<br>第2章 地域防災力の育成<br>第7節 災害時における要配慮者への対策<br>1 福祉のまちづくりの推進 | 最後に「ユニバーサルデザインに配慮した住環境の整備」と書かれていますが、この文脈では住宅に限定すべきではないので、「住」は削除すべきだと思います。  | 「住環境」とは、居住する場をとりまく自然・社会環境のことであることから、現行のとおりとします。  |

津市地域防災計画（風水害等対策編、震災対策編、津波対策編、資料編）平成28年度修正（案）に対する意見等の内容と意見等に対する考え方（パブリックコメント）

| No. | 冊子    | ページ | 項目  | 意見の内容   | 意見に対する考え方   |
|-----|-------|-----|---|---|---|
| 66  | 震災対策編 | 50  | 第2編<br>第2章 地域防災力の育成<br>第7節 災害時における要配慮者への対策<br>2 在宅の避難行動要支援者への支援<br>(3) 避難行動要支援者名簿の作成、更新及び管理 | イの(イ)で「避難支援等関係者その他の者」と書かれていますが、これでは限定した表現にはなっていません。「その他必要と認める者」などに改めた方がいいと思います。   | 災害対策基本法第49条の1第3項を踏まえ、下記のとおり修正します。<br>(イ) 災害発生時の名簿情報の提供<br>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、本人の同意の有無にかかわらず、名簿情報を避難支援等関係者のほか災害発生後に被災地に派遣された自衛隊の部隊や他の都道府県警察からの応援部隊等に提供するものとします。 |
| 67  | 震災対策編 | 50  | 第2編<br>第2章 地域防災力の育成<br>第7節 災害時における要配慮者への対策<br>2 在宅の避難行動要支援者への支援<br>(3) 避難行動要支援者名簿の作成、更新及び管理 | オの一つ目の「・」で、「高齢者や障がい者等にも（分かりやすい～）」と書かれていますが、そもそも要配慮者は、p.2で「高齢者や乳幼児、外国人、障がい者等の～」と定義しているのですから、ここは「すべての要配慮者」でよいのではないのでしょうか。 | ご意見を踏まえ、下記のとおり修正します。<br>オ 避難行動要支援者が円滑に避難のための立ち退きを行うことができる通知又は警告の配慮  |
| 68  | 震災対策編 | 51  | 第2編<br>第2章 地域防災力の育成<br>第7節 災害時における要配慮者への対策<br>4 福祉施設に入所（通所）する要配慮者への支援                       | (1)のウで「家具・書棚等」とありますが、書棚は家具に含まれます。むしろ、家具には含まれない電化製品を並記すべきかと思えます（冷蔵庫や液晶テレビをイメージして下さい）。                                    | ご意見を踏まえ、下記のとおり修正します。<br>ウ 危険物の適正管理や家具等の転倒防止対策に努めます。   |
| 69  | 震災対策編 | 51  | 第2編<br>第2章 地域防災力の育成<br>第7節 災害時における要配慮者への対策<br>5 要配慮者の支援に係る関係機関の連携の構築                        | 冒頭で「避難所等における要配慮者」と書いていますが、「避難所等における」という限定は無い方がいいと思います。  | 第7節のタイトルが「災害時における要配慮者への対策」であることから、下記のとおり修正します。<br>5 要配慮者支援に係る関係機関の連携の構築<br>災害時における要配慮者の支援の充実に向けて、（以下略）  |
| 70  | 震災対策編 | 52  | 第2編<br>第3章 人的被害の発生を未然に防ぐ避難対策<br>第1節 避難開始の時期<br>1 避難開始の基準の設定                                 | 1の(1)と(2)のタイトルは、それぞれ「(1) 避難情報の種類」「(2) 避難情報の三類型の発令時の状況と住民に求める行動」と、正確に記載すべきです（同様に、p.53の(3)の避難三類型は避難情報三類型に）。               | ご意見のとおり、下記のとおり修正します。<br>(1) 避難情報の種類<br>（略）<br>(2) 避難情報の三類型の発令時の状況と住民に求める行動<br>（略）<br>(3) 避難情報の周知<br>避難情報の三類型による市民の避難行動については、広報紙等を通じ周知します。   |

津市地域防災計画（風水害等対策編、震災対策編、津波対策編、資料編）平成28年度修正（案）に対する意見等の内容と意見等に対する考え方（パブリックコメント）

| No. | 冊子    | ページ | 項目  | 意見の内容  | 意見に対する考え方  |
|-----|-------|-----|---|--|--|
| 71  | 震災対策編 | 53  | 第2編<br>第3章 人的被害の発生を未然に防ぐ避難対策<br>第1節 避難開始の時期<br>2 判断基準等及び避難対象地区等 | (1)の表は、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」（内閣府平成17年3月策定）から引用したものであるという説明を、平成27年度修正(案)におけるパブコメ回答でされていましたが、その引用元を明記した方が望ましいかと思えます。なお、引用元の「要援護者等」を本計画案では「要配慮者等」に置き換えていますが、その点については、意図的か単純ミスかだけ確認したいと思います。  | ご意見のとおり、表の引用元を明記します。引用元のガイドラインにおいても、平成27年8月の改訂により、「要援護者等」は「要配慮者等」に修正されています。  |
| 72  | 震災対策編 | 54  | 第2編<br>第3章 人的被害の発生を未然に防ぐ避難対策<br>第2節 避難を促すための情報提供の充実             | 冒頭の枠内の1行だけ文章になっていますが、本文は項目のみの箇条書きであり、計画としての中身が適切に読み取りにくくなっています。項目のみの箇条書きは本計画案においてこの節だけであり、不自然で違和感があり、文章で表現することができないとは思えませんので、再考された方がいいと思います。   | 今後の参考意見とさせていただきます。   |
| 73  | 震災対策編 | 62  | 第2編<br>第3章 人的被害の発生を未然に防ぐ避難対策<br>第5節 避難体制の整備<br>2 長期的な避難体制の整備    | (6)の文章中、「地域住民等」と「市民等」が連続して出てきますが、明確な意図があって書き分けているとは思にくいので、整理してはどうでしょうか。  | ご意見を踏まえ、下記のとおり修正します。<br>(6) 避難所外避難者への対応<br>(略)<br>テント泊や車中泊を行うための避難スペースを確保することにより、避難所外避難者の把握を容易にするなど、救援物資等の提供や、健康管理方法に配慮します。  |
| 74  | 震災対策編 | 65  | 第2編<br>第4章 災害に備える体制の確立<br>第1節 災害対策本部<br>1 津市災害対策本部の設置           | (4)において「(災害対策本部の組織及び) 所掌事務」は、条例の表現に合わせて「分掌事務」と表記した方がいいと思います。   | ご意見のとおり、下記のとおり修正します。<br>(4) 災害対策本部の組織及び分掌事務<br>災害対策本部の組織及び分掌事務は、「津市災害対策本部に関する条例」並びに「津市災害対策本部に関する条例施行規則」で定めるところによります。<br>(5)現地災害対策本部<br>被災が局地的に重大である場合は、(中略)、組織及び分掌事務については災害対策本部に関する規定を準用します。 |
| 75  | 震災対策編 | 74  | 第2編<br>第4章 災害に備える体制の確立<br>第3節 職員の災害対応力向上<br>4 津市防災アドバイザー制度の活用   | 防災アドバイザーですが、言うまでもなく防災対策は建築・土木といったハード系に限らず、福祉、消防を含めソフト系まで幅広い分野にまたがる概念ですので、それに相応しい専門家を委嘱することが適切だと思えますが、災害全般についてアドバイスできるようなスーパーマンはまず存在しません。そのような認識を踏まえての意見ですが、(個人が特定できる情報は必要ありませんが) どのような人を委嘱しているのかが分かるような記載内容とした方がいいと思います。なお、現在委嘱されている方を悪く言う意図はまったくありませんので誤解のないようお願いします。 | 幅広い分野の学識経験者を必要に応じて委嘱できるよう、現行のとおりとします。  |

津市地域防災計画（風水害等対策編、震災対策編、津波対策編、資料編）平成28年度修正（案）に対する意見等の内容と意見等に対する考え方（パブリックコメント）

| No. | 冊子    | ページ | 項目   | 意見の内容  | 意見に対する考え方  |
|-----|-------|-----|--|--|--|
| 76  | 震災対策編 | 85  | 第2編<br>第5章 災害応急対策・復旧への備え<br>第5節 消毒・保健衛生・災害廃棄物の処理体制の整備<br>2 ごみ処理体制の整備 | (2)のイで、「建物の解体及び撤去等による災害廃棄物の処理は原則として所有者自ら行うこととします」と書かれています。所有者責任の原則論に立った記述かと思いますが、現実に阪神・淡路大震災などの経験を振り返れば大規模災害時ではあまりに非現実的であり、所有者に過酷すぎる内容だと思われます。そして、p.117の1(1)イの「自らの資力を持ってしては、障害物の除去をし得ない場合」との記述、p.132の2(3)イの「被災した住宅のがれき等は、(略)、市が処理する場合にあっては～」との記述と突き合わせて読むと、バランスと整合性を欠いていると思われまます。現実的に妥当な内容で記述すべきではないでしょうか。 | 災害による被害の程度や災害救助法の適用の有無等、状況に応じてそれぞれの場面についての記載であり、整合性を欠いているものとは考えていないことから、現行のとおりとします。                        |
| 77  | 震災対策編 | 88  | 第3編<br>第1章 災害時応急活動<br>第1節 活動体制の確立<br>1 初動活動体制の整備                     | (2)カで「本部に参集します」との表現がありますが、この「本部」がどこを指すのかははっきりとしません。災害で家族が死亡したり、近所の被害が甚大なときに「必要な措置を講じた後に本部に参集します」というのは、かなりむごいという印象を受けますが、適切なのでしょうか。   | 職員によって参集場所が異なることから「本部」と表現しています。また、ご意見の後半部分については、市の職員としての責務であり、適切であると判断しております。                              |
| 78  | 震災対策編 | 90  | 第3編<br>第1章 災害時応急活動<br>第2節 災害情報の収集・伝達<br>1 情報収集・連絡体制の整備               | 「大規模な災害が発生し、情報収集要員が不足した場合には、アマチュア無線家やインターネットの利用者といった通信ボランティアの協力を募ります。」とあるが、単にインターネット利用者というだけでなく、動画撮影とアップロードのスキルを持った人材を簡単な研修を経て要請してはどうか。そうすることで客観的に状況を伝える事ができ、それを直接市に送るのではなく、指定した動画共有サイトに送れば、市の担当者の負担を軽減することができる。   | 本計画については防災に関する方向性を示すものであり、詳細についてはボランティアの運用に係るマニュアル等で検討しますので、現行のとおりとします。                                    |
| 79  | 震災対策編 | 92  | 第3編<br>第1章 災害時応急活動<br>第2節 災害情報の収集・伝達<br>2 被害調査の実施                    | (1)アの概況（初動）調査に関して、「被害発生直後から3日以内に調査を行い、速報として報告します」と書かれています。昨今、震災直後からSNSを使って市民が続々と生々しい状況を情報発信するようになっています。そのような中で、「3日以内に速報を報告」というのは、あまりにスピード感覚が無く、話になりません。IT社会の現実を踏まえて躊躇なく見直さないといけないですよ。次のp.93の真ん中あたりで「(概況報告は)正確度よりも迅速度を旨とし」と書いているのは、(もちろんまったく適切な記述ですが)滑稽に思えてなりません。   | 調査と被害状況の報告は対象が異なることと、SNS等の情報については精査も必要であることから、現行のとおりとします。  |
| 80  | 震災対策編 | 93  | 第3編<br>第1章 災害時応急活動<br>第2節 災害情報の収集・伝達<br>3 被害状況等の報告                   | 地域衛星電話の番号は間違っていないでしょうか。平日・昼間は048-500-7527、休日・夜間は048-500-7782ではないでしょうか（東京都内の某区の計画の記載内容なので、真偽の程は不明ですが）。  | 総務省消防庁に確認した結果、下記のとおり修正します。<br>○休日・夜間（宿直室）<br>（略）<br>○消防庁災害対策本部（危機管理センター）<br>（略）<br>TEL 03-5253-7510<br>（略） |



津市地域防災計画（風水害等対策編、震災対策編、津波対策編、資料編）平成28年度修正（案）に対する意見等の内容と意見等に対する考え方（パブリックコメント）

| No. | 冊子    | ページ | 項目  | 意見の内容  | 意見に対する考え方  |
|-----|-------|-----|---|--|--|
| 81  | 震災対策編 | 97  | 第3編<br>第1章 災害時応急活動<br>第4節 応援要請<br>1 関係機関への応援の要請                         | 最後の行は、資料編の表現に合わせて「応援要請の種別、要請に伴う付記事項、軽費負担は、資料編のとおりです」とすべきではないでしょうか。また、「資料編のとおり」には、参照する人の利便を考えて、該当ページ数（p.323）を記載した方がよいと思います。               | 資料編の表の見出しを「要請に必要な付記事項」に修正し、この部分は現行のとおりとします。  |
| 82  | 震災対策編 | 98  | 第3編<br>第1章 災害時応急活動<br>第5節 広報活動<br>2 広報活動の実施                             | ボランティア活動情報に限らず、市民によるSNSによる情報の受発信を有効活用すべきである。但し、熊本地震でも玉石混交の情報により重要度の高い情報が埋もれた事を教訓に研修等を実施してはどうか。   | この部分は、市の広報活動において、ボランティア情報の内容としてボランティア活動情報を例示しているため、現行のとおりとします。<br>なお、市からもSNSによる情報発信は行いますが、市民によるSNSの活用に係る研修の実施は難しいものと考えております。 |
| 83  | 震災対策編 | 101 | 第3編<br>第1章 災害時応急活動<br>第6節 避難対策活動  | 枠内の二つ目の○で、「多くの住宅の全壊が想定される」と書かれていますが、避難をせざるを得ないような状態は、全壊に限りません。P.122（1(2)イ）では「住家が流出、全壊、半壊、又は床上浸水等の被害」と書かれていますので、これを参考にして表現を修正した方がよいと思います。 | ご意見を踏まえ、下記のとおり修正します。<br>○多くの住宅の被災が想定されるため、避難者の一時的な生活を確保するとともに、避難生活を適切に支援します。   |
| 84  | 震災対策編 | 103 | 第3編<br>第1章 災害時応急活動<br>第6節 避難対策活動<br>7 災害対策基本法第60条に基づく「避難勧告」又は「避難指示（緊急）」 | (2)アの下から3行目に書かれている「避難誘導計画」は、本計画ではp.51の「4 福祉施設に入所(通所)する要配慮者への支援」だけに出ています。内容的に整合性は取れているのでしょうか。   | 103ページの避難誘導計画は地域で避難計画を作成していただく際に併せて作成するものであり、51ページの避難誘導計画は福祉施設において施設管理者が作成するものですので、現行のとおりとします。                               |
| 85  | 震災対策編 | 106 | 第3編<br>第1章 災害時応急活動<br>第6節 避難対策活動<br>11 避難所の開設                           | (1)イで、福祉避難所を「(避難所での生活が困難な)高齢者や障がい者の収容施設」と定義していますが、正確な表現でしょうか。ちなみに、10行余り下の「(9)福祉避難所」では、「高齢者や障がい者等、避難所での生活が困難な避難者」を対象としているように書かれています。      | ご意見を踏まえ、下記のとおり修正します。<br>イ 避難所での生活が困難な高齢者や障がい者等の収容施設として、（以下略）   |

津市地域防災計画（風水害等対策編、震災対策編、津波対策編、資料編）平成28年度修正（案）に対する意見等の内容と意見等に対する考え方（パブリックコメント）

| No. | 冊子    | ページ | 項目   | 意見の内容   | 意見に対する考え方  |
|-----|-------|-----|--|---|--|
| 86  | 震災対策編 | 106 | 第3編<br>第1章 災害時応急活動<br>第6節 避難対策活動<br>1 2 避難所の管理運営               | (1)アで、「（避難所の設置にあたっては）、男女共同参画に配慮した体制となるよう努めます」と書かれていますが、ここで「男女共同参画に配慮した体制」云々が適当or必要でしょうか。設置するときに男性と女性が同数、同程度、関わる必然性が理解できません。なお、その少し下の「エ(イ)男女双方の視点に配慮した避難所に係るニーズの早期把握」は、重要で適切な記述だと思います。   | 国が男女共同参画社会の実現に向けて地方公共団体に男女共同参画社会づくりのための施策を求めていることもあり、本市においてもさらなる女性の参画を促進するため、現行のとおりとします。 |
| 87  | 震災対策編 | 109 | 第3編<br>第1章 災害時応急活動<br>第7節 消防救急救助活動<br>2 救助活動の実施                | (1)救助対象として書かれている「イ 倒壊家屋の下敷きになった場合」に「家具等」も付け加えて下さい。  | 「家具等」については「カ その他これに類する場合」に含まれることから、現行のとおりとします。   |
| 88  | 震災対策編 | 132 | 第3編<br>第1章 災害時応急活動<br>第16節 消毒・保健衛生・災害廃棄物等の処理活動<br>3 し尿処理活動の実施  | 上から3行目、「高齢者、障がい者」に「等」を付けて下さい。   | ご意見のとおり、下記のとおり修正します。<br>なお、共同仮設トイレの設置にあたっては高齢者、障がい者等に配慮します。                              |
| 89  | 震災対策編 | 134 | 第3編<br>第1章 災害時応急活動<br>第17節 行方不明者の搜索、遺体の取容・埋火葬<br>1 行方不明者の搜索の実施 | (1)の行方不明者の搜索の実施方法ですが、「搜索」において、「生存の可能性のある者を優先」することは現実的でしょうか。救助において生存の可能性のある者を優先することはまさにトリアージの考え方ですから妥当ですが、がれきに埋もれた人の搜索においてそのような峻別・優先付けなどできるとは思えません。  | がれきに埋もれた人の搜索においても生存の可能性のある者を優先することから、現行のとおりとします。   |
| 90  | 震災対策編 | 136 | 第3編<br>第1章 災害時応急活動<br>第18節 動物の保護及び管理<br>1 愛玩動物の保護及び管理          | 今回の益城町では、総合体育館に避難したペット同伴者は、総合体育館内では無く、屋外にペットと一緒に生活するテント村が設置された。<br>ペット同伴者のテント生活が長引いた事健康面が懸念され、結局「ペット保護コンテナ」が、環境省の資金で設置された。ペット保護避難はそれほど簡単な問題では無い。<br>また、現状津市では、ペット同行避難を容認しているが、ケージの持参、ケージに入る事に馴らす事も呼びかけられていない。<br>「屋外の一 corner」と記載されているが、季節、天候、室内犬等多くの問題要素があり解決する事は非常にハードルが高い。 | 今後の参考意見とさせていただきます。   |

津市地域防災計画（風水害等対策編、震災対策編、津波対策編、資料編）平成28年度修正（案）に対する意見等の内容と意見等に対する考え方（パブリックコメント）

| No. | 冊子    | ページ | 項目                                   | 意見の内容   | 意見に対する考え方   |
|-----|-------|-----|--------------------------------------|---|---|
| 91  | 震災対策編 | 137 | 第3編<br>第1章 災害時応急活動<br>第19節 住宅の応急確保対策 | 応急仮設住宅の供給方法として「建設」の他に「賃貸住宅等の借り上げ」を追記して下さい。  | 「3 市営住宅等の活用」の(3)において、民間賃貸住宅の活用についても記載していることから、現行のとおりとします。       |
| 92  | 震災対策編 |     | 車中泊の問題                               | 熊本では、車中泊の方へのエコノミークラス症候群対策が注目されたが、発災直後は避難所に入れない方は避難所の駐車場に避難した。理由は、被災直後の食事が受け取れるため。この事も記載しては。   | 平成28年度修正の震災対策編第2編第3章第5節2(6)において、車中泊等の避難所外避難者への対応についての記載を追加しました。 |
| 93  | 資料編   | 64  | 9 福祉避難所一覧                            | 「福祉避難所は、必要に応じて開設されるものであり、最初から福祉避難所として利用することはできません。」という部分が、ほとんど理解されていない。過酷な被災状況においては、多くの要支援者が福祉避難所に直接避難することが想定される（しかし、室内に入れず、駐車場で待機する可能性が高い）。福祉避難所が必要という論議は多くあるが、そこに留まる。また、福祉避難所以外に、自主的に避難した事例（東日本大震災では、自閉症の家族が被災地外のビジネスホテルを借り切った。）もあるが、このような点についても記載してはどうか。 | 福祉避難所の活用のあり方について現在検討中であり、今後の参考意見とさせていただきます。                     |
| 94  | 資料編   | 323 | 62 応援要請の種別、要請に必要な付記事項、経費負担等          | タイトルは「要請に必要な付記事項」、表の見出しは「要請に伴う付記事項」である。揃えるべきではないでしょうか。  | ご意見のとおり、表の見出しを「要請に必要な付記事項」に修正します。                               |